

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年9月20日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する
条例案に対する意見

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案に対する意見については、
異議ありません。

教財第613号
平成18年9月12日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成18年9月沖縄県議会（定例会）に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の
一部を改正する条例（案）

平成18年9月議会（定例会）

教 育 庁 財 務 課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁 財務課

1 件名

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

県立中学校の入学検査料及び証明手数料の徴収根拠を定めるため、条例を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 題名を「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例」に改める。

(2) 県立中学校の入学検査料及び証明手数料の額を定める。(第2条及び別表第2関係)

(3) 県立中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立高等学校に入学を願い出る場合は、入学検査料を徴収しないこととする。(第3条関係)

(4) 県立中学校の入学検査料及び証明手数料の納付時期、減免等及び還付について定める。(第8条関係)

(5) その他所要の改正を行う。

(6) 施行は、公布の日からとする。(附則)

4 根拠法令

地方自治法第227条及び第228条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

第1条中「（以下「県立高校」という。）」を削り、「「授業料等」という。）」を「「高等学校授業料等」という。）並びに沖縄県立中学校の入学考査料及び証明手数料（以下「中学校入学考査料等」という。）」に改める。

第2条の見出し中「授業料等」を「高等学校授業料等及び中学校入学考査料等」に改め、同条中「県立高校の授業料等」を「高等学校授業料等」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

2 中学校入学考査料等の額は、別表第2のとおりとする。

第3条の見出し中「授業料等」を「高等学校授業料等」に改め、同条第3項中「県立高校」を「沖縄県立高等学校」に改め、同条第5項中「入学考査料」を「高等学校授業料等のうち、入学考査料」に、「、納付」を「納付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、沖縄県立中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す沖縄県立高等学校に入学を願い出る場合は、当該者に係る入学考査料は、徴収しない。

第4条の見出し中「授業料等」を「授業料及び入学料」に改める。

第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「授業料等」を「高等学校授業料等」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（中学校入学考査料等への準用）

第8条 第3条第5項本文、第6条及び前条の規定は、中学校入学考査料等の納付時期、減免等及び還付について準用する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

種類	単位	金額
入学考査料		2,200円
証明手数料	1通につき	200円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成18年 月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

県立中学校の入学考査料及び証明手数料の徴収根拠を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例

改 正 案	現 行
<p><u>沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、沖縄県立高等学校の授業料、入学検査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料(以下「高等学校授業料等」という。)並びに沖縄県立中学校の入学検査料及び証明手数料(以下「中学校入学検査料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(高等学校授業料等及び中学校入学検査料等の額)</p> <p>第2条 高等学校授業料等の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 中学校入学検査料等の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(高等学校授業料等の納付時期)</p> <p>第3条 授業料(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。以下この項において同じ。)は、毎月10日までにその月分(卒業を認定されなかった者(以下「卒業未認定者」という。))については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。)を納付しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に定める期限までに納付することができる。</p> <p>(1) 4月分及び1月分 その月の15日</p> <p>(2) 8月分 9月10日</p> <p>(3) 学年の中途において入学(転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。)し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日</p> <p>2 単位制による課程の者の授業料は、履修科目を申し込む際に納付しなければならぬ。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、沖縄県立高等学校に在学する生徒(単位制による課程の者を除く。)は、本人の希望により当月分以後の月分をその月以前に納付する</p>	<p><u>沖縄県立高等学校授業料等徴収条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、沖縄県立高等学校(以下「県立高校」という。))の授業料、入学検査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料(以下「授業料等」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第2条 県立高校の授業料等の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(授業料等の納付時期)</p> <p>第3条 授業料(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。以下この項において同じ。)は、毎月10日までにその月分(卒業を認定されなかった者(以下「卒業未認定者」という。))については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。)を納付しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に定める期限までに納付することができる。</p> <p>(1) 4月分及び1月分 その月の15日</p> <p>(2) 8月分 9月10日</p> <p>(3) 学年の中途において入学(転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。)し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日</p> <p>2 単位制による課程の者の授業料は、履修科目を申し込む際に納付しなければならぬ。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立高校に在学する生徒(単位制による課程の者を除く。)は、本人の希望により当月分以後の月分をその月以前に納付することがで</p>

ことができる。

- 4 受講料及び聴講料は、履修科目の申込みが受理された時に納付しなければならぬ。
- 5 高等学校授業料等のうち、入学検査料は入学願書提出の際、入学料は入学を許可された際、証明手数料は申請の際に納付しなければならない。ただし、沖縄県立中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す沖縄県立高等学校に入学を願ひ出る場合は、当該者に係る入学検査料は、徴収しない。

(転学及び転籍の場合の授業料及び入学料)

第4条 省略

(休学者の授業料の免除等)

第5条 省略

(高等学校授業料等の減免等)

- 第6条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(高等学校授業料等の不還付)

- 第7条 第5条第2項に定める場合を除き、既に納付された高等学校授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(中学校入学検査料等への準用)

- 第8条 第3条第5項本文、第6条及び前条の規定は、中学校入学検査料等の納付時期、減免等及び還付について準用する。

(教育委員会規則への委任)

第9条 省略

別表第1 (第2条関係)

表省略

別表第2 (第2条関係)

種類	単位	金額
入学検査料		2,200円
証明手数料	1通につき	200円

きる。

- 4 受講料及び聴講料は、履修科目の申込みが受理された時に納付しなければならぬ。
- 5 入学検査料は入学願書提出の際、入学料は入学を許可された際、証明手数料は申請の際に、納付しなければならない。

(転学及び転籍の場合の授業料等)

第4条 省略

(休学者の授業料の免除等)

第5条 省略

(授業料等の減免等)

- 第6条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(授業料等の不還付)

- 第7条 第5条第2項に定める場合を除き、既に納付された授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(新設)

(教育委員会規則への委任)

第8条 省略

別表 (第2条関係)

表省略

(新設)